指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業 者 名	住 所
(有)森安工業	高知県安芸市川北甲789番地1

2. 指名停止措置期間

令和3年4月22日 から 令和3年5月21日 まで 1ヶ月

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

本件は、(有)森安工業が安芸市発注の土木工事について、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条により専任の主任技術者の配置が義務づけられているにもかかわらず、営業所に専任で置かなければならない技術者を主任技術者として当該工事に配置していた。このことが建設業法第15条第2号及び同法第26条第3項に違反し、同法第28条第1項に該当するとして、令和3年3月8日、高知県知事より指示処分を受けたものである。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局(港湾空港関係) 所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号に該当する。また、前記措置要領を準 用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。 本件については、指名停止1ヵ月とする。

指名停止措置要領別表第2

措	置要	件		期	間	
隆備局が 第100号))の規定は	こ違反し、エ	て、建設業法 事の請負契約 。	 当該認定を 1ヵ月以上	した日から 9ヶ月以内	

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

 総務部契約課長
 森田義人(内線2511)

 総務部経理調達課長
 大谷繁(内線6311)

○総務部契約課建設専門官 徳 永 崇 (内線2512)